

第4期越谷市障がい福祉計画案 修正箇所新旧対照表

資料3

※下線部が修正を行った箇所

No	該当箇所		新	旧	意見
1	P1	1.計画策定の背景と趣旨	その他、平成25年度には国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律、いわゆる障害者優先調達推進法が施行され、さらに平成28年には、障がい者の雇用を拡大するための障害者雇用促進法(改正)の施行や、	その他、平成28年には、障がい者の雇用を拡大するための障害者雇用促進法(改正)の施行や、	パブリックコメント
2	P5	(1)訪問系サービスの充実	地域での生活を希望する障がい者に対し、	日常生活を単独で送ることが難しい障がい者に対し、	パブリックコメント
3	P5	(2)日中活動系サービスの充実	生活や就労の技術を身につける事や、社会参加をめざす障がい者が、適切な日中活動系サービスを選択し、	生活や就労の技術を身につける事をめざす日中活動系サービスの利用者が、各個人に適切なサービスを選択し、	パブリックコメント 作業部会
4	P15	①共同生活援助(グループホーム)	主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談、入浴、排泄または食事の介護その他日常生活上の援助を行います。	就労し、または就労継続支援等の日中活動系サービスを利用している障がい者で、地域において自立した日常生活を希望する人に、夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。	パブリックコメント
5	P16	③地域定着支援	常時の連絡体制を確保し、障がいに関因して生じた緊急の事態等に相談その他必要な支援を行います。	常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に関因して生じた緊急の事態等に相談等の対処を行います。	パブリックコメント 作業部会
6	P19	(5)-1相談支援の充実	同上	同上	パブリックコメント 作業部会
7	P20	第4章 地域生活支援事業	市町村は、障害者総合支援法第77条に基づき、障がい者がその有する能力及び状態に応じ、	市町村は、障害者総合支援法第77条に基づき、障がい者がその有する能力及び特性に応じ、	パブリックコメント
8	P23	(6)-2算定の考え方	手話通訳者派遣事業 年間利用件数 H26(見込):828 要約筆記者派遣事業 年間利用件数 H26(見込):209	手話通訳者派遣事業 年間利用件数 H26(見込):850 要約筆記者派遣事業 年間利用件数 H26(見込):225	その他
9	P23	(6)-3必要見込み量の算定	手話通訳者派遣事業 年間利用件数 H27:855、H28:883、H29:912 要約筆記者派遣事業 年間利用件数 H27:244、H28:285、H29:333	手話通訳者派遣事業 年間利用件数 H27:1,000、H28:1,100、H29:1,200 要約筆記者派遣事業 年間利用件数 H27:270、H28:315、H29:360	その他
10	P27	(11)-1事業の概要	障害者総合支援法の施行に伴い、都道府県、指定都市、中核市で、必須事業となりました。ここでいう専門性の高い意思疎通支援とは、手話通訳者及び要約筆記者の養成や派遣に加え、盲ろう者向け通訳・介助員の養成、派遣があります。 なお、本市では手話通訳者・要約筆記者養成研修事業及び手話通訳者・要約筆記者派遣事業については既に実施しております。盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業及び盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業については、実施に向けた検討を進めます。	障害者総合支援法の施行に伴い、都道府県と中核市で、必須事業となりました。越谷市では、中核市への移行に伴い、以下の事業を行うことになりました。 ここでいう専門性の高い意思疎通支援とは、手話通訳者及び要約筆記者の養成や派遣に加え、盲ろう者向け通訳・介助員の養成、派遣があります。	作業部会
11	P27	①手話通訳者・要約筆記者養成研修事業	聴覚、音声・言語機能、その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者の自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、手話通訳者、要約筆記者の養成研修を行います。	修正前は記述なし	その他
12	P27	②盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業	聴覚、音声・言語機能、その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者の自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、盲ろう者向け通訳・介助員の養成研修を行います。	修正前は記述なし	その他
13	P27	③手話通訳者・要約筆記者派遣事業	聴覚、音声・言語機能、その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者に手話通訳者や要約筆記者を派遣し、意思疎通の円滑化を図ります。	修正前は記述なし	その他
14	P28	④盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業	聴覚、音声・言語機能、その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者に盲ろう者向け通訳・介助員を派遣し、意思疎通の円滑化を図ります。	修正前は記述なし	その他
15	P28	(11)-2算定の考え方	手話通訳者・要約筆記者派遣事業 利用件数 H26(見込):1,037	手話通訳者・要約筆記者派遣事業 利用件数 H26(見込):1,075	その他
16	P28	(11)-2算定の考え方 (11)-3事業の必要見込み量 各表の下	※手話通訳者・要約筆記者派遣事業の実績及び見込量については、(6)意思疎通支援事業(P23)の再掲です。	修正前は記述なし	作業部会

No	該当箇所	新	旧	意見
17	P28 (11)-3事業の必要見込み量	盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業 修了者数 H28:1、H29:1	盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業 修了者数 H28:0、H29:0	その他
18	P28 (11)-3事業の必要見込み量	手話通訳者・要約筆記者派遣事業 利用件数 H27:1,099、H28:1,168、H29:1,245	手話通訳者・要約筆記者派遣事業 利用件数 H27:1,270、H28:1,415、H29:1,560	その他
19	P28 (11)-3事業の必要見込み量	盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業 利用件数 H28:1、H29:1	盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業 利用件数 H28:0、H29:0	その他
20	P31 (7) 日常生活用具給付事業	障がいの状態に合わせた用具の給付を行います。	障がいの特性に合わせた用具の給付を行います。	パブリックコメント
21	P32 (9) 移動支援事業	障がいの状態に合わせた移動支援を提供します。	障がいの特性に合わせた移動支援を提供します。	パブリックコメント